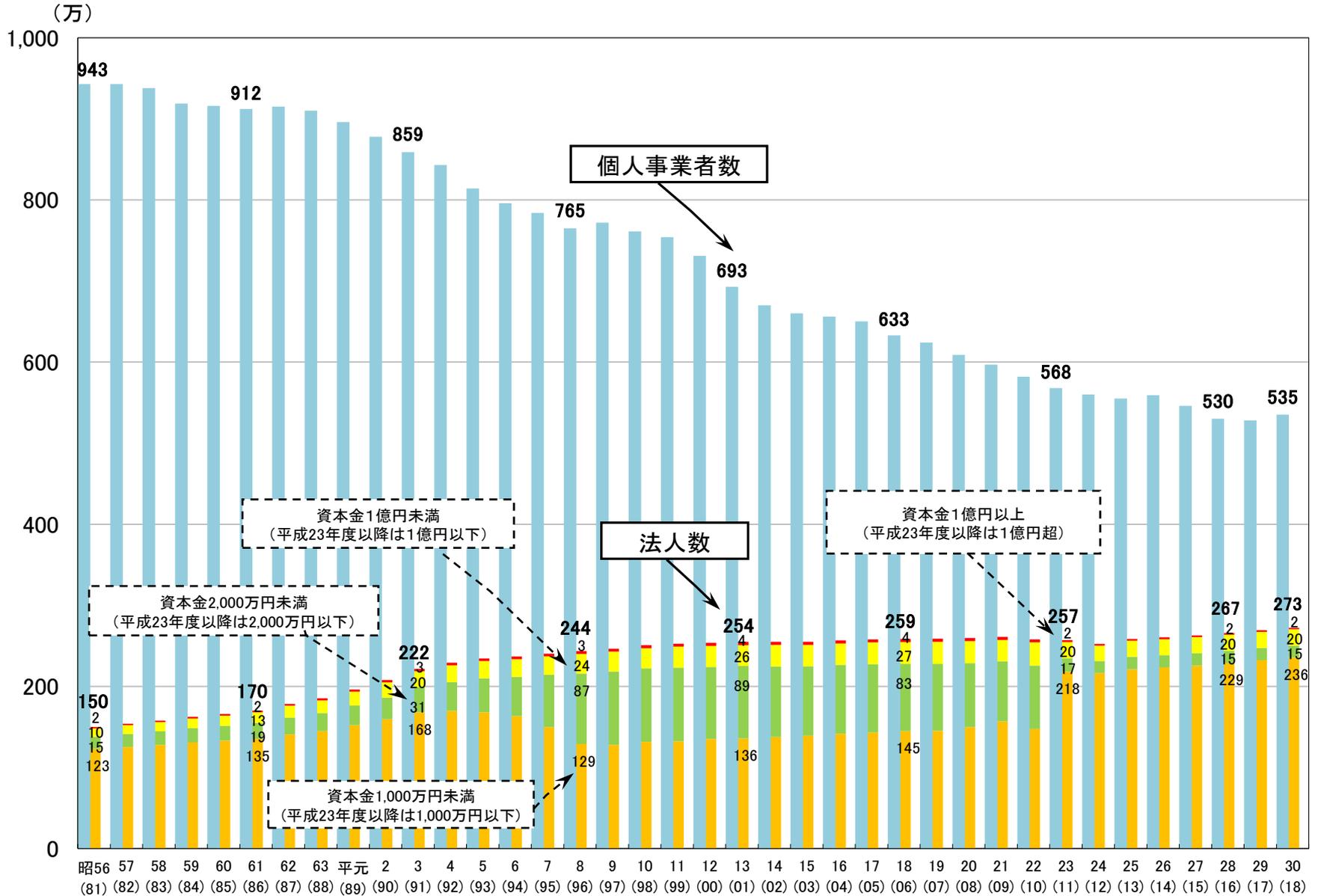


法人数(資本階級別)、個人事業者数の推移



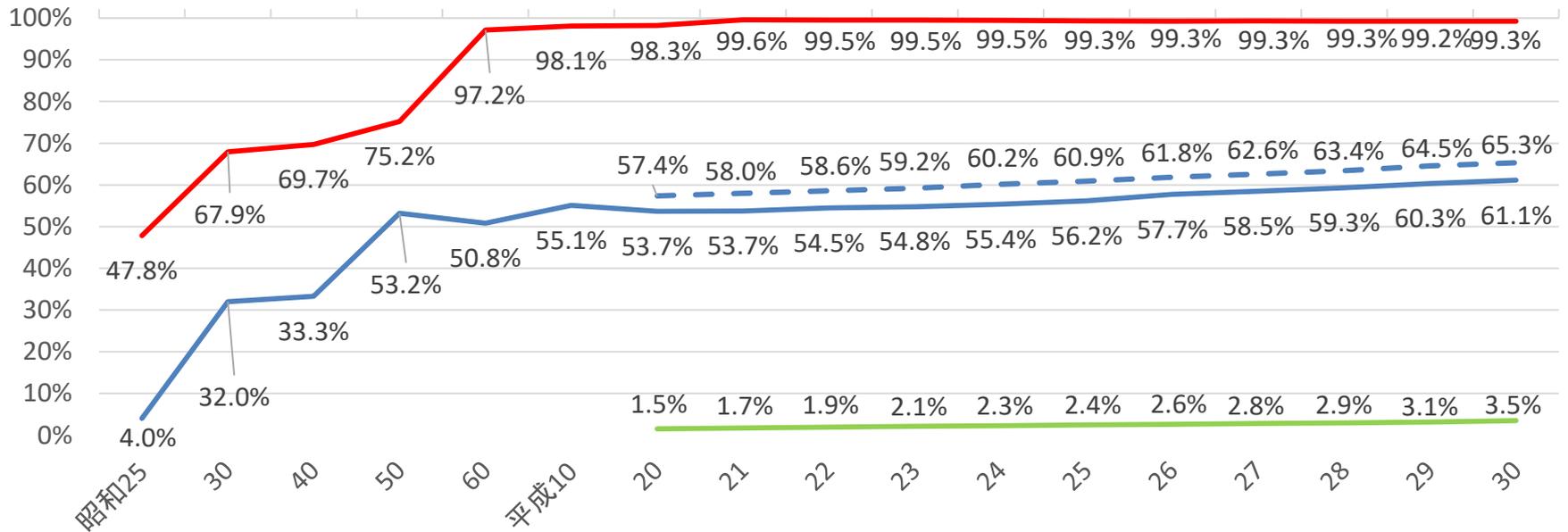
(備考) 法人数(全体)には連結法人を含む。
 (出所) 会社標本調査(国税庁)、労働力調査(総務省)

(年(度)分)

青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移

- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。
- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。

個人事業者・法人の青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移



— 事業所得者の青色申告率 — 不動産所得者の青色申告率 — 法人の青色申告率 — 電子帳簿等保存制度の利用率

(参考) 事業所得者の青色申告率は、個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。
 不動産所得者の青色申告率は、個人事業者（不動産所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。
 法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。
 電子帳簿等保存制度の利用率は、電子帳簿等保存制度の利用件数を個人事業者の申告者数及び稼働中の法人数で除した割合。
 (出所) 日本における税務行政（国税庁）、国税庁統計年報書（国税庁）。

フリーランスの推計

○フリーランス人口は増加傾向にあり、計462万人(本業214万人、副業248万人)(2020年内閣官房調査)。
 ○フリーランスで働く女性は男性の半分程度。産業別では建設業が最も多い(一人親方など)。

フリーランスの定義

(広義)※右上図(下段)

本業:統計のある自営業主(雇人なし)のうち、特定の発注者に依存する「雇用的自営等」

(狭義)※左下図、右下図、右上図(上段)

就業形態:自営業主(雇人なし・実店舗なし)・内職・一人社長
 職業区分:農林漁業従事者を除く

本業:「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事が上記就業形態・職業区分

副業:以下のいずれかに該当

- ①「家事・通学等がおも」(「仕事に従」)の者で、仕事上記就業形態・職業区分
- ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態・職業区分

直近のフリーランス人口(狭義、本業・副業別) 【内閣官房調査】

2020年時点 本業214万人
 副業248万人
 計 462万人

※調査期間2020年2月10日～3月6日

フリーランス人口(広義、本業のみ)の推移【内閣府調査】

2005年時点 149万人
 ↓
 2015年時点 169万人(10.1%増)

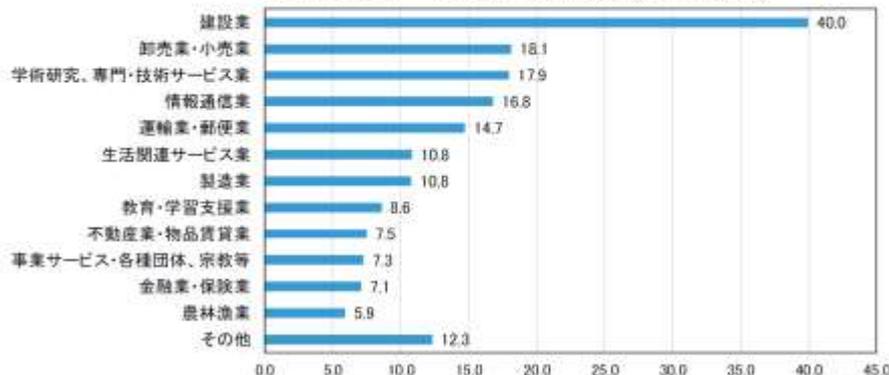
(備考)上段:内閣官房「フリーランス実態調査結果」(2020)
 下段:内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」」(2019)により作成。
 フリーランスの定義は上段は左上図の狭義での定義、下段は広義での定義。

年代別フリーランス人口(狭義、本業・副業別、男女別)



(備考)内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」」(2019)により作成。
 フリーランスの定義は左上図の狭義での定義。

産業別フリーランス人口(狭義、本業のみ)



(備考)内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」」(2019)により作成。
 フリーランスの定義は左上図の狭義での定義。5万人以下のカテゴリは「その他」に含める。

適正な記帳を行うことの目的・意義

1. 事業者自身における経営上の意義

- 正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能。その際、会計・業務システム間のデータ連携の実現などにより、試算表作成や月次決算にタイムリーに対応。

2. 取引先等との信頼関係上の意義

- 新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面において、経営状況を正確かつリアルタイムに説明できるとともに、自社の信頼度の確保・向上にも資する。

3. 税務執行等の行政手続上の意義

- 適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能。
- 正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストが共に最小化（信頼性のある記帳がないことで、取引先への反面調査が必要になる場合も存在）。
- 税務当局においても、記帳や証票保存に欠けるケースでは、仮装隠ぺいの事実（ほ脱犯については簿外経費不存在の事実も）の立証が困難であり、ほ脱犯の刑事責任の追及や重加算税の賦課が困難な場合も存在。

電帳法改正後の記帳水準向上に向けた課題

帳簿の作成方法

① 優良な電子帳簿

(訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、法人税の青色申告の恩典に②との区分はない)

※ 個人・法人合わせて27万件程度

② 複式簿記による帳簿

(会計ソフトを用いた「その他の電子帳簿」により複式簿記へのハードルは低下)

※ 法人はほぼ100%が、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。

③ 簡易簿記・現金主義など

※ 個人事業者の3割程度。

④ 記帳不備・無記帳(無申告)

それぞれの課題認識

・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。

・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。

・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。

・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。

・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。

・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。

・記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。

・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。